

柿崎ふれんどり～ホームうらはま「指定共同生活援助事業（介護サービス包括型）」利用料金

(令和6年4月1日)

1、訓練等給付費対象サービスの料金

お支払いいただく負担金は、原則として次の料金の1割の額です。ただし、利用者の収入等に応じて決定された上限額を超えてご負担いただくことはありません。

(1) 基本料金

給付費名称	障害支援区分	利用料金 (1日につき)	利用者負担金
共同生活援助サービス費 (I) (世話人の配置が6:1)	区分1以下	1,710円	171円
	区分2	1,880円	188円
	区分3	2,970円	297円
	区分4	3,720円	372円
	区分5	4,560円	456円
	区分6	6,000円	600円
共同生活援助サービス費 (II) (体験利用)	区分1以下	2,730円	273円
	区分2	2,900円	290円
	区分3	4,100円	410円
	区分4	4,810円	481円
	区分5	5,690円	569円
	区分6	7,170円	717円

(2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記基本料金に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	利用者負担金
福祉専門職員 配置等加算 (I)	常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者が35%以上雇用されている場合 (1日につき)	100円	10円
夜間支援等 体制加算(III)	夜間の連絡・支援体制について、常時の連絡体制を確保し、事業所内に緊急時の連絡先及び連絡方法等について掲示している場合 (夜間支援対象利用者5人) (1日につき)	100円	10円
日中支援加算 (I)	65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難な利用者に対して必要な支援を行った場合 (ただし、土、日、祝日の場合は算定しない) (1日につき1人ずつ)	対象者1人 5,390円	539円
		対象者2人以上 2,700円	270円

日中支援加算 (Ⅱ)	生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができない場合又は就労することができない場合に当該利用者に対して <u>日中に支援を行った場合</u> （1日につき1人ずつ）	区分4～6 対象者1人 5,390円	539円
		区分4～6 対象者2人以上 2,700円	270円
		区分3以下 対象者1人 2,700円	270円
		区分3以下 対象者2人以上 1,350円	135円
<u>人員配置体制加算(Ⅰ)</u>	<u>基準により配置すべき世話人及び生活支援員の人数に加え、12:1以上となる加配を行った場合</u> <u>(1日につき)</u>	<u>区分4以上</u> <u>830円</u>	<u>83円</u>
		<u>区分3以下</u> <u>770円</u>	<u>77円</u>
<u>人員配置体制加算(Ⅱ)</u>	<u>基準により配置すべき世話人及び生活支援員の人数に加え、30:1以上となる加配を行った場合</u> <u>(1日につき)</u>	<u>区分4以上</u> <u>330円</u>	<u>33円</u>
		<u>区分3以下</u> <u>310円</u>	<u>31円</u>
<u>自立生活支援加算(Ⅰ)</u>	<u>居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で一人暮らし等に向けた支援を行った場合</u> <u>(1月につき)</u> <u>(6月間を限度)</u>	<u>10,000円</u>	<u>1,000円</u>
<u>自立生活支援加算(Ⅱ)</u>	居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に先立って、当該利用者に対して、退居後の居住の場の確保、在宅サービスの連絡調整等を行った場合（1回につき） （入居中2回、退居後1回を限度）	5,000円	500円
<u>退居後共同生活援助サービス費</u>	<u>自立支援加算(Ⅰ)を算定し、グループホームを退居した利用者に対し、利用者の居宅を訪問して下記の支援を行った場合</u> <u>(1月につき)</u> <u>・一人暮らしへの移行にあたって会議を開催し、個別支援計画を作成</u> <u>・おおむね週1回以上利用者の居宅を訪問し、新進の状況や環境、日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な連絡調整を行う</u> <u>(退居日の属する月から3月を限度とし、市町村が認めた利用者は6月を限度とする)</u>	<u>20,000円</u>	<u>2,000円</u>

入院時支援 特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所への入院を要した場合に、事業所の職員が、共同生活援助計画に基づき、病院又は診療所を訪問し、病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合</p> <p>(1月の入院日数の合計数(入院の初日と最終日を除く)に応じて算定)(1月1回を限度)</p>	<p>入院日数が3日以上7日未満</p> <p>5,610円</p>	561円
		<p>入院日数が7日以上</p> <p>11,220円</p>	1,122円
長期入院時 支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院等への入院を要した場合に、事業所の職員が、共同生活援助計画に基づき、病院又は診療所を概ね週に1回以上訪問し、病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合(1日につき)</p> <p>(1月の入院日数(入院の初日と最終日を除く)が3日以上)</p> <p>※入院の初日から3ヶ月に限る</p> <p>※入院時支援特別加算の算定月は算定不可。</p>	1,220円	122円
帰宅時支援 加算	<p>利用者が共同生活援助計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合(月1回を限度)</p> <p>(1月における外泊日数(外泊の初日と最終日を除く)に応じ算定)</p>	<p>外泊日数が3日以上7日未満</p> <p>1,870円</p>	187円
		<p>外泊日数が7日以上</p> <p>3,740円</p>	374円
長期帰宅時 支援加算	<p>利用者が共同生活援助計画に基づき、家族等の居宅等において長期間外泊した場合、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合(1日につき)</p> <p>(1月の外泊日数(外泊の初日と最終日を除く)が3日以上)</p> <p>※外泊の初日から3ヶ月に限る</p> <p>※帰宅時支援加算の算定期間は算定不可。</p>	400円	40円
障害者支援施設等感染対策 向上加算 (I)	<p><u>以下のいずれにも該当する場合(1日につき)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保</u> ・ <u>協力医療機関等との間で感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に協力医療機関等と連携し適切な対応体制の確保</u> ・ <u>診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う研修や訓練等に1年に1回以上参加</u> 	<u>100円</u>	<u>10円</u>

障害者支援施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている場合(1月につき)	100円	10円
新興感染症等施設療養加算	入居者が感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している事業所において、入居者に対して適切な感染対策を行った上で支援を行った場合(1日につき) ※1月に5日を限度	2,400円	240円
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	厚生労働省が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た場合(1月につき)	所定単位 (基本料金、加算・減算料金含む)×8.6%	左記額の1割
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	厚生労働省が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た場合(1月につき)	所定単位 (基本料金、加算・減算料金含む)×1.9%	左記額の1割
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	厚生労働省が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た場合(1月につき)	所定単位 (基本料金、加算・減算料金含む)×2.6%	左記額の1割

※上記の基本料金、加算料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、基本料金、加算料金も自動的に改訂されます。その場合、事前に新しい基本料金、加算料金を書面でお知らせします。

(3) 減算 以下の要件に該当する場合、上記の基本料金から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
共同生活援助計画未作成減算	共同生活援助計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合 (一) 作成されていない期間が3ヶ月未満の場合	上記基本料金の70%を算定
	(二) 作成されていない期間が3ヶ月以上連続して当該状態が解消されない場合	上記基本料金の50%を算定
身体拘束廃止未実施減算	次の基準を満たしていない場合 ・身体拘束に係る記録をしていない場合 ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催や、会議の結果を従業者に周知していない場合 ・身体拘束等の適正化の指針を整備していない場合 ・身体拘束等の適正化のための研修を実施していない場合	<u>上記基本利用料の10%を減算</u>
虐待防止措置未実施減算	<u>次の基準を満たしていない場合</u> ・虐待防止委員会の定期開催と結果の周知 ・従業者の対しての定期的な研修実施 ・担当者の設置	<u>上記基本利用料の1%を減算</u>

情報公表未報告減算	情報公表を行っていない場合	上記基本利用料の10%を減算
業務継続計画未策定減算	令和7年4月1日以降に次の基準を満たしていない場合 ・業務継続計画の策定 ・研修、訓練の実施 ・定期的な計画の見直し	上記基本利用料の3%を減算

(4) 利用者負担の軽減について

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「利用者負担金」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり月額上限額が設定されており、利用されたサービス量にかかわらず、障害福祉サービス受給者証に記載されている負担額を超えない額となります。

収入等の段階区分	利用者負担上限額
生活保護に属する方	0円
市民税非課税世帯に属する方	0円
市民税所得割16万未満の世帯に属する方	9,300円
市民税所得割16万未満以上の世帯に属する方	37,200円

※ 上限額の算定における世帯の範囲・・・18歳以上の利用者：本人及び配偶者

2、訓練等給付費対象外のサービス利用料金

(1) 月額定額料金

種類	金額	備考
家賃	月額 18,000円	
水道光熱費	月額 16,500円	水道、電気、ガス代
食材料費	月額 21,000円	(朝食300円+夕食400円) × 30日
消耗品・業務委託・保守点検費	月額 8,500円	洗濯洗剤等共用部分の消耗品費 建築物点検、非常災害設備点検、建物維持管理
合計	月額 64,000円	

※食材料費について、外出や外泊、入院等で欠食する場合は、朝食1回につき300円、夕食1回につき400円を控除します。また、一月を超える入院の場合、食材料費はいただきません。

※家賃、水道光熱費、消耗品・業務委託・保守点検費については、外泊の有無に関わらず月額をいただきます。ただし、月の途中で入居または退居する場合に限り、日額（家賃600円、水道光熱費550円、消耗品・業務委託・保守点検費283円）で算定します。

(2) 実費負担料金

土、日、祝日の昼食費	実費	希望者
その他	実費	日常生活において通常必要となるものに係る費用（日用品、保健衛生品、教養娯楽費、町内会費等）
複写物の交付	実費	利用者のサービスに関わる記録の複写物を交付した場合